



むら しみ びさ し
村 上 寿 之
市 政 会

市の公民館（笠間・友部・岩間）運営

問 公民館の利用状況は。

答 教育部長 社会教育や生涯学習等、自主的な学習や文化スポーツ活動を行う定期利用団体のほか、市民対象の会議、説明会の開催などで、一般団体及び公共団体が利用。令和7年度の利用は3館合計で7916件、12万8011人。

問 公民館は誰が利用して価値が生まれる施設か。

答 笠間公民館長 たくさんの住民の方が利用することにより、その価値が生まれる

問 若者に選んでもらえる公民館をつくらせていただきたい。若者の利用向上を。

答 教育部長 ホームページで、若者の意見を取り入れるなど、なるべく若者に使ってもらいたく

ような方向で運営していきたい。
問 開館時間は。開館前に利用したいという要望はあるか。

答 教育部長 市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則により開館時間は午前9時。事前相談必須だが、館長判断で開館時間を変更できる場合もある。

問 笠間公民館長 笠間の事前相談約30件、当日対応約10件、友部の事前相談約36件、当日対応9件、岩間の事前相談約9件、当日対応ゼロ件。

問 開館前に利用したいという声に臨機応変に対応してもらうことは可能か。

答 教育部長 利用者主体の運営をしているが、相当な理由がない場合は、規則上の開館時間は遵守していただきたいと考えている。開館の対応については、今後さらに統一した対応を心がけていきたい。

北山公園の整備状況

問 以前から質問している管理棟の熱中症対策の状況は。

答 産業経済部長 本年1月に指定管理者より空調設備の設置

要望を受け、管理事務所内の空調設備工事を令和8年度当初予算に計上。4月発注、6月末に完了予定。



問 北山公園のシンボルとも言える水車小屋の改修状況は。

答 産業経済部長 改築工事を令和8年度当初予算に計上、5月工事発注、9月上旬に完了予定。

子どもの相談体制

問 子どもが悩み相談する場所はどこになっているのか。

答 教育長 学校内では、学級担任を中心に養護教諭等、必要に応じ専門職のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが加わる。学校外は、こども育成支援センター、教育支援室「ここから」が連携して対応。

県では、子どものSOS相談窓口が24時間体制で開設、電話、メールでいつでも直接相談できる。オンラインは、各学校で1

人1台端末を活用した相談窓口を開設、対面で言いにくい悩みも文字を通じて相談できる環境を整える。相談内容で最も多いのは人間関係。

問 相談から解決までの流れは。

答 教育長 相談窓口、担任等の相談を受け、学校内で相談内容を共有、対策を学校全体で話し合い関係機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等へつないで解決に向けた方向、方策を取る。義務教育後は、高校と連携協議、こども部、関係機関と調整、市全体で見守る仕組みを取る。

問 子どもの悩みを減らすための取組は。

答 教育長 未然防止と早期発見が基本、アンケート等や担任の肌感覚で子どもたちを見るスタイルを今後も取り組みたい。

年度ごとの相談件数				
	R5	R6	R7	R8
学校内	4,828	4,626	4,401	-
学校外	-	-	3	-
オンライン		73	72	-
虐待案件※	5	2	16	5

※学校から関係機関へ通告、相談を行った件数。



工業専用地域（当時）でありながら同意を求められた処分場

問 現在、本市が抱える産業廃棄物関連問題はありますか。

答 環境推進部長 施設の管理運営に係る基準不適合の事例としては、廃棄物の保管量の超過や臭気等に関する周辺住民等からの通報、相談の事案がある。

問 1市2町時代の産業廃棄物処理場の実態は。

答 環境推進部長 平成18年度時は、笠間地区6か所、岩間地区5か所、友部地区はゼロ。

問 当時、工業専用地域でありながら同意を求められたという事例はあるか。



にし やま たけし
西山 猛
無所属

サンパイと市発展の行方

答 環境推進部長 同意を求めたという事例があるという認識はない。

問 現在の処理場の運営状況。

答 環境推進部長 令和7年度末時点では、笠間地区7か所、友部地区1か所、岩間地区9か所、計17か所。

問 市発展（進化）との整合性は。

答 環境推進部長 廃棄物処理施設が市内に立地することは、地元住民等の同意や周辺住民の理解、合意形成が重要である。その上で、施設の管理運営が当該基準等を満たした中で適正な処理を行うことが設置者の役割である。地元理解のもと、適正に運営される施設が市内に立地するのであれば、市の発展という視点では、雇用の創出や税収の増加、災害時の廃棄物の処理の確保など効果が期待でき、一定の整合性があると捉える。

問 県と市の連携は。

答 環境推進部長 廃棄物処理場の設置に伴う法に基づく許可手続きは県条例による申請に先立ち、事前審査の手続を経る必要がある。審査過程における市

の連携の立場は、県の要領に基づき地元関係者に対する説明、同意取得の必要性、土地利用上の整合性、処理施設周辺の生活環境への配慮などに関し市から事業計画者に対して意見をする役割を担う。

問 県から現在、事前協議ということで市に伺いが立てられている案件はあるか。

答 環境推進部長 申請中のもので4件。うち、事前協議が求められているものは3件ある。

デマンドタクシーの必要性と実績

問 デマンドタクシーの仕組みは。

答 産業経済部長 平成20年2月から運行開始、市内全域が運行エリア、日曜、祝日、お盆、年末年始を除く月曜から土曜の午前8時15分から午後5時までの時間帯で運行。1回当たり利用料金400円、未就学児無料、小学生・障害者等は200円。複数の利用者に相乗りの形で運行し10人乗りの車両を使用。

問 必要性（重要性）は。

答 産業経済部長 交通空白地域の解消、交通弱者の移動手段の確保。

問 同事業の実務内容は。

答 産業経済部長 市商工会が受付の業務等、タクシーの運行は市内旅客事業を持った3社のタクシー事業者が運行。

問 デマンドタクシー事業の実績は。

	延べ利用者数	登録者数
令和3年度	43,702名	8,740名
令和4年度	45,674名	8,697名
令和5年度	47,334名	8,697名
令和6年度	44,755名	8,678名
令和7年度	44,223名	8,755名

成30年度のピーク6万4156名に対して、コロナ禍で減少に転じ、以降年間約4万5000人程度で推移。

問 本来あるべきサービスとは。

答 産業経済部長 高齢者、運転免許返納者、障がい者、子育て世代など交通弱者の方が、いつでも安心して使える体制とすることが重要なサービスと考える。

その他の質問

「生活道路の整備」



お 雄 俊 松 市 政 会
いし まつ とし お
石 松 俊 雄

下水道事業PPPの導入で経営改善と地元企業保護の両立を

問 令和2年の質問当時、小規模な本市では公民連携の活用は難しいとの答弁だったが、施設の老朽化が進む中、国は令和9年度以降の下水道管改築の国費支援要件として、民間への長期包括委託「ウォーターPPP」の導入方針を示した。本市の農業集落排水事業は経費回収率が63・7%と低く、一般会計から約1億6700万円の基準外繰入金で赤字を補填している構造的課題があるが、本方式の一体的な導入により、市の財政は具体的にどう改善されるのか。

答 上下水道部長 公共下水道と農業集落排水の両施設を包括し、民間が一体的に維持管理や修繕更新計画を行うことで効率化を図り、維持管理費の低減を

目指す。これにより、一般会計からの繰入金縮減と経費回収率の向上に寄与すると考えている。また、国の補助金を受け取るための必須要件でもあるため、国費支援がなくなった場合の市の財政負担激増を回避するためにも、令和7年度の導入可能性調査を経て本方式の導入を推進していく。

問 大規模な包括発注により、市内の中小企業が仕事を受注できなくなるのではないかと危惧する。サウンディング調査でも地元要望が寄せられており、単に「守る」と言うだけでなく、地元企業とのJV（共同企業体）結成の義務付けや、地元への下請け発注割合、資機材調達、地元雇用の創出といった地域貢献度をプロポーザル方式の審査で加点する具体的な保護策が必要だ。また、10年間の契約中、約束が守られているか市が厳しくチェックし、守らなければペナルティーを科すべきだ。

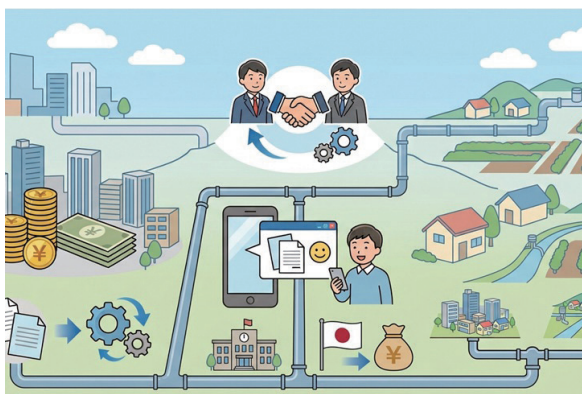
答 上下水道部長 地域の道路事情に詳しく、災害時に迅速な対応ができる地元企業の経験や機動力は不可欠であり、決して

排除しない。JV結成や具体的な条件設定は公平性を踏まえ慎重に検討するが、地元企業が不利にならない仕組みを今年度のアドバイザリー業務の中で整理していく。また、約束通りの業務履行は市の担当者が継続的にモニタリングし、不履行には改善指示やペナルティーを確実に科す。現行の包括民間委託からの移行措置も空白期間が生じないよう万全を期す。

問 民間企業は不確実なリスクを最も嫌う。岩間処理区の統廃合など大規模事業が進む中、最大28億円と試算された浄化センターともべの増設などの不確定要素があり、責任の所在が曖昧だと見積りにリスク分が上乗せされ、入札価格が高止まりして税金の無駄遣いになる。これを防ぐため市と民間企業の責任範囲をきちんと分けるべきだ。また、10年間の長期契約における急激な物価や人件費の高騰に対応するスライド条項も契約に盛り込むべきではないか。

答 上下水道部長 浄化センターともべの増設は、精査の結果、現施設の処理能力で賄える

めどが立ちリスクはなくなった。岩間処理場の統廃合についても、古い施設の廃止措置は市が負担し、新設管路の初期不良は施工業者の責任とするなど、要求水準書で責任分界点を明確に切り分ける。また、長期契約における物価や人件費の変動に対応するルール（スライド条項）も契約書等によりしっかりと盛り込み、民間企業に過度な負担を負わせず、適正価格での入札を確保していく。



その他の質問

「笠間の菊まつりにおける児童の菊栽培事業の見直しについて」



は せ がわ あ い こ
長谷川愛子
政 研 会

笠間市第2次総合計画後期
施策アクションプラン

問 市の掲げる「文化交流都市」の理念と目指す将来像は。

答 政策企画部長 合併時策定の新市まちづくり計画の都市像を受け、総合計画において「文化交流都市笠間」を本市の将来像に掲げている。文化交流都市の文化とは、豊かな自然、多彩な芸術、受け継がれてきた伝統、多様な産業、暮らしや地域の絆などを総称し本市固有の文化と定義、次世代に引き継いでいく重要な地域資源と位置づける、文化にさらなる磨きをかけて本市の成長・発展・持続を目指すものである。

笠間市の観光事業

問 つつじまつり、陶炎祭、あたご山桜まつりの来場者数は。

答 産業経済部長 つつじまつりは26日間で4万3361人、陶炎祭は7日間で8万2951人、あたご山桜まつりは推計値、40日間で約2万人。

問 運行内容変更の周遊バスの利用状況及び利用者の声は。

答 産業経済部長 2路線運行で、道の駅かさまで乗換えの手間、周回ルート発着地の笠間駅での待ち時間を懸念する声等が寄せられている。今後、渋滞の影響や運行・利用状況を検証し、利用者の意見も踏まえ、観光事業者と協議をしていく。

問 笠間市街地活性化創業支援補助金の概要及び対象地域は。

答 産業経済部長 新築や空き店舗を使用した創業者を対象に、工事費、設備費、備品購入費の補助を行う。新規開業や既に事業を営む方が新たに別事業を開始する場合も含む。補助対象業種は小売、飲食サービス業、生活関連サービス業、宿泊業を指定。補助率は補助対象経費の2分の1以内で上限300万円。年間200日以上かつ1日5時間以上の営業を義務づける。3年未満で廃業の場合は、期間に

応じて補助金返還の規定を設ける。対象地域は友部、笠間、岩間の各駅の周辺地域。

問 富田家住宅の整備進捗状況及び周辺インフラ整備の進捗状況は。

答 教育部長 保存活用を目的とし事業候補者を決定し、住宅周辺住民向けの説明会が開催され、文化的価値の保存と地域との連携を目指す活用方針などを地元住民が了承、市と公有財産賃貸借契約を締結。現在、詳細な改修設計の立案に取り組む。周辺生活道路は多くが狭あい道、北側及び接続する東側市道に拡幅要望書が提出され、北側市道は、令和7年度延長160メートルの道路拡幅整備完了、接続する東側市道は、延長約220メートルの拡幅整備を進めている。



富田家住宅

教育現場における空調設備の
整備状況

問 公立学校の空調設備整備状況及び今後の整備方針は。

答 教育部長 令和2年度に全ての普通教室と特別教室にエアコンの設置完了。学校体育館は、昨年度、友部中と岩間中に設置完了、今年度、稲田中、友部二中の設置に向けた実施設計を行う。今後、体育館の老朽化や利用状況、国の補助制度等を総合的に勘案し、計画的かつ効果的な整備を進める。

問 社会教育施設の空調設備整備状況及び今後の整備方針は。

答 教育部長 笠間武道館を除く4施設は、令和3年度に移動式エアコン、スポットクーラーを設置。拠点避難所に指定される笠間市民体育館は、今年度、常設の空調設備設置工事を予定。笠間武道館は、施設の老朽化で大規模な電気工事や改修が必要、大型扇風機2台を設置、さらなる増設を行いたい。今後、利用状況や防災上の重要度、老朽化の度合いや構造などを総合的に勘案し整備を進める必要がある。



こ 子 幸 子
むら 村 田
公 明 党

こども家庭庁が目指す今後のライフプラン形成となる「プレコンセプションケア推進5か年計画」(プレコンサポーターの育成)

問 市立病院の専門外来の利用状況と利用者数、相談から見える成果や課題・認知度は。

答 こども部長 毎週水曜予約制で実施し開始以来19名が利用しており、検診費用の8割を市で補助している。ホームページや思春期教育、二十の集い、婚姻届け等で周知しているが、認知度向上が課題である。

問 妊娠出産希望者のみならず性差を踏まえたライフコース支援や男女共の生活習慣予防等、生涯を通じた健康づくりに繋がる取組は。

答 こども部長 食事や運動、予防接種や健診等ライフプランについてのカウンセリングの実施。中高生には対象のライフデ

ザインを意識した将来の健康づくりまで広げる。

問 学校や企業等の連携推進等今後の推進についての考えは。

答 こども部長 学校や企業など連携し普及啓発を進める。

問 地域全体で市民の健康を支える体制構築の為プレコンサポーター育成の考えは。

答 こども部長 担い手となるプレコンサポーター育成は必要。ホームページ、関係機関等への情報提供で積極的に普及したい。

問 市立病院の実績で、「妊娠準備支援」から「若者の健康支援」に発展するプレコンセプションケアの拠点機能と地域支援機能を組み合わせた「笠間モデル」への考えは。

答 こども部長 プレコンサポーターの養成推進の為、保健師や管理栄養士等の専門職やマリッジサポーター、看護学生や企業等とも連携した資格取得促進と全ての人がプレコンセプションケアの知識

を持ち将来の健康を考へて健康管理を行う社会を目指していく。



投票しやすい環境整備と未来の主権者を育てる役割

問 投票率の推移と課題は。

答 総務部長 国・市共に投票率低下は大きな課題だが、若年層の投票率向上も課題である。

問 投票しやすい環境整備は。

答 総務部長 投票所へのスロープ設置や点字機、車椅子配置等誰もが安心して投票しやすい環境を推進している。

問 新有権者への働きかけと啓発活動は。

答 総務部長 小学6年生と中学3年生対象に選挙制度の学習補助教材配布や高校生へはSNSで選挙期日と投票の仕方の周知、校内での期日前投票の実施等も検討していく。

問 学校での取組は。

答 総務部長 出前講座や模擬選挙、投票箱の貸出しを実施している。

問 今後必要な取組は。

答 総務部長 若年層や子育て世代を重点に、イベントやSNSによる情報啓発を進める。電子投票制度の導入等は今後も調査研究をしていく。

問 主権者を育てる学校での学びの意義と具体的な学びは。

答 教育長 学校生活で意見を交わす経験が、主権者意識を育む。社会

科や公民、模擬選挙を通し政治や地域への関心を育む。

問 議会傍聴の意義と効果は。

答 教育長 地域課題への当事者意識の醸成や将来の投票行動への前向きな動機づけと、政治や地域への関心を育む貴重な機会であり、今後も取り入れたい。

問 AIやSNS発達の影響や今後の課題と取組は。

答 教育長 保護者と連携し、適切に運用出来る力を育む。

問 今後どのような子どもたち

に育ってもらいたいのか、教育長の考えは。

答 教育長 地域課題に関心をもち、自ら行動し、自分の夢の実現と笠間市づくりに主体的に関わる子どもを育成を目指す。

18歳選挙権





さか い ま さ き
酒 井 正 輝
参政党

前回定例会「個人墓地は新設できるのか」という質問において

問 (前任の)部長答弁では「法律では、墓地を経営する者は、地方公共団体、法人、公益法人、社団法人とするのが原則」との答えだが、どの法律の何条の記述か。人々がより協力し合って暮らす環境保全型の地域を志向するにあたり、この点を明確に。

答 環境推進部長 法律に規定はありません。

脱炭素先行地域計画の選定に伴う今後の事業計画について

問 地球温暖化対策へ取り組み自治体へ、国が補助金を出すにあたり、今回笠間市の計画が認定された。公費を投入することで得られる公益は。

答 環境推進部長 再エネに拠る電気を、先行地域に住む方へ

安価に供給し支援を行うこと。計画エリア内の住宅や窯元に対して再エネ・省エネ設備の導入を促進することで、電力の脱炭素化を図る等。

問 CO2削減効果の計算は。

答 環境政策課長 国へ提案時点でのものではでない。

問 パネル製造時の発生分は。

答 環境政策課長 製造過程等の分は加味してない。

問 市民へ安価に電気を提供できる理由は、元々取られた税金を使っているため。課税分に対し、収支が下回らないのか。

答 環境推進部長 元の税金からの計算はおこなっていない。

問 環境推進部長 元の税金からカーボンニュートラル実現へのモデル事業として実施している。

問 水上発電とは。

答 環境推進部長 市所有池の水面に、浮体式の架台を設置し、その上に太陽光パネルを配置して発電を行う予定。

問 パネルから有害物質の溶出など環境破壊になる懸念は。

答 環境政策課長 全国でも事例があり、防水対策など、いろいろな事故を踏まえ、経産省などによる指針が示されている。

問 計画には笠間焼事業者を支援する側面があると思うが、直接的なメリットは。

答 環境推進部長 再エネ等設備導入の支援に加え、安価な地産電力の供給によって、作陶過程の電気代軽減。修行モデル工房事業による、若手作陶家へ活動環境の整備など。

問 産業支援となると担当課が違うのでは。事業内容を聞くに、予算より支援額が下回る印象があり、本当に支援になるのか疑問がある。脱炭素とか効果が謎なものをやめて、一般財源の分を全て笠間焼に回すほうが支援になると思うが。

答 環境推進部長 笠間焼の支援に関しては、我々の領域ではないとは思っている。あくまで今回提案内容は、地域の脱炭素化がメイン。加えて従来とは別角度で支援していく。

問 説明では「笠間焼産業の持続可能性の向上」とあるが、今のままでは持続不能との考えか。

答 環境政策課長 全国で陶芸産業の担い手が減少する中、笠間焼に関しては横ばいと確認。他と同じ結果を招かないよう、

現段階から支援する計画。

問 産業が衰退するとしたら、地球温暖化とは無関係。本当に支援するなら、脱炭素とか余計なイメージで埋没させず、つくり手の向上を助け、技術力やデザイン力で勝負すべき。一時的な補助金目当てに利用している

と勘ぐりたくなるが。

答 環境推進部長 笠間焼本来の部分の否定するものでなく、作家さんの御理解と選択のもと、脱炭素の側面からも支援できるのでは、というのが発端。

問 税金の使途として妥当なのか、判断材料に欠けている。予算要求の前に、費用対効果など詳しく説明して。

答 環境推進部長 我々なりに計算は出来ている。事業実施に向けてさらに内容を詰める中、予算要求時点で、都度事業内容を説明させていただく。





なが ぬま めぐみ
長 沼 恵
かさま未来

子どもたちの健やかな成長

問 子どもの成長や発達には個人差があり年齢や学年で線引きできないと考えられる。今年から開始した市での5歳児健康診査の状況と発達の課題を伺う。

答 こども部長 特に社会的な発達状況の評価に最適な健康診査で、子どもの発達特性を早期に見出し、安心して就学を迎えられるよう切れ目のない支援を行っている。5歳児では集団活動における社会性の発達、自己統制の問題による課題が見られる。

問 早期発見は過剰な診断や医療に繋がりがかねない。保護者の心配や差別など相談はあるか。

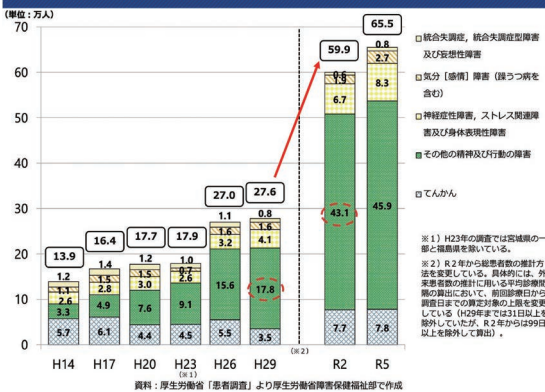
答 こども部長 そのような声はここには届いていない。

問 治療薬には副作用が懸念される。薬の開始と経過の把握は。

答 こども部長 集団行動の問題では保育施設や学校での環境調整や関わり方のアドバイスをを行う。その上で医療受診を希望した場合は保護者と相談し情報提供書を作成、受診時に提出。その後の経過を把握している。薬の副作用が心配な場合は自己判断で中止せず速やかに主治医へ相談するよう案内する。全数は把握していない。

問 こども育成支援センター長 相談があった場合、身体的問題や内科的疾患がないか、日常生活や学校での様子を保健師のほうで聞き取りし、アドバイスをしている。

20歳未満の精神疾患総患者数（疾病別内訳）



問 笠間市における不登校は。

答 教育長 不登校の児童生徒数は、令和6年度205名（小58名、中147名）、令和7年度222名（小64名、中158名）。

主な理由は令和7年度のトップは不安によるもの。次いで学校生活に対してやる気が出ない。小学校では家族に係るもの、中学校では学業の不振。市では、校内フリースクールや支援室の「ここから」で、不安や生きづらさを抱えた子どもたちを支援している。

問 体の不調から不安ややる気が出ない可能性があるが見解は。

答 教育長 「ここから」では月に1回体験学習を取り入れて体力の向上を図っているが、心理的要因が多く、時代の変化に合った教え方で学校の魅力を引き出す教員の能力の向上も必要。

問 20歳未満の自殺者は。

答 保健福祉部長 20歳未満の自殺数は、令和3年から令和7年の5年間で1名（厚生労働省自殺統計引用）。学生ではないことを把握している。

問 ゲートキーパー研修とは。

答 保健福祉部長 ゲートキーパーとは自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることが出来る人。第1期笠間市自殺対策計画で2024年度累計900人の目標だったがコロナ禍でもあり達成されていない。

問 命の大切さを実感させる教育プログラム「かがやき」の活用状況は。

答 教育長 平成24年度に県内で初めて作成した副読本。小中義務教育9年間を通し、道徳や教育活動の時間に活用してきた。令和5年度からは、筑波大学と連携して、市内の中学生を対象に社会的孤立、孤独の予防を目的とする教育プログラム「e・B O C C H E E」を実施し自殺予防教育の推進を図っていることから、使用頻度が薄れてきた。ホームページには残っており、教師側が、自分の学級での学級づくりや自殺予防、命の大切さを教えるときに適宜使える教材になっている。





すずき こうじ
鈴木 宏治
政 研 会

知的発達障害の方々の 社会参加支援

問 幼少期から学童期の支援体制と評価は。

答 こども部長 多職種連携により切れ目のない支援を行っているが、支援ニーズの拡大が課題。今後は保護者や職員の研修、地域活動に参加できる環境づくりを進めていく。

答 こども育成支援センター長 ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）等の専門家は現在充足している。

問 成人期（学校卒業後）の社会参加の現状は。

答 保健福祉部長 知的・発達障害者の就労など社会参加が進む一方で、学校卒業後に社会との接点が減ることで生じる孤立や、身体機能および自己肯定感の低下が課題となっている。

問 日常的・継続的な余暇・ス

ポーツ活動の必要性は。

答 保健福祉部長 日常的なスポーツや余暇活動は「ADL（手段的日常生活動）」に影響する。達成感是自己肯定感や精神的安定につながるため、外出しての活動を促進したいと考える。運動能力の低下は将来の医療や介護費に影響する可能性がある。

問 障害者の生涯スポーツ環境の創出に向けた市の見解は。

答 教育部長 障害者が生涯にわたりスポーツを楽しめる環境をつくるには、場の確保など課題が多く民間団体等の協力が不可欠。福祉部局等の関係各所と連携し、自主的かつ継続的に楽しめる環境づくりを支援していく。

スペシャルオリンピックス （以下SO）の活動

問 SOの理念と活動への認識は。

答 教育部長 知的障害者がスポーツを通じ健康と自信を育むことが基本理念。単に競技力を競うのではなく、全力を尽くす全員をたたえ合い、地域との交流を通じて社会全体の障害への

理解を深める活動であると認識している。

答 教育長 知的な生きづらさを抱えている子どもたちは一定数いるので、その子たちの指針としては大変すばらしいこと、教育的価値があると考ええる。

問 「スポーツシティかさま」における本活動との親和性と意義は。

答 教育部長 誰もが気軽にスポーツに親しめる「スポーツシティかさま」の取組と、SOの活動は非常に親和性が高いと考えている。その意義を認識し、市民の参加環境を整備して共生社会の実現を目指していく。

問 特別支援学校など地域資源の活用と連携は。

答 教育部長 SOの素晴らしい理念は十分認識しているが、市主体の活動実績がないため現時点で新たな組織等の立ち上げ計画はない。特別支援学校との連携に向け、今後は指導者確保やニーズの把握に努めたい。

問 活動開始に向けた指導者、ボランティア確保の課題は。

答 教育部長 持続的な運営に指導者の確保は重要課題。昨年

スポーツ推進委員3名が初級パラスポーツ指導員を取得し、今年度は資格を生かした体験会等を予定。引き続き同委員中心に人材確保に努めていく。

問 SOへの後援は。

答 教育長 説明会や体験など内容が合致していれば、教育委員会として後援は可能。

問 笠間スポーツコミッション等のネットワークを活用した支援策は。

答 市長 障害者スポーツは体験を通して学べるので、説明会や体験会等の活動は応援していきたい。スポーツコミッションは、発達含めた障害あるなしにかかわらず、誰もがスポーツに触れる機会をつくってほしいというのが一つの考え方でもあるので、スポーツコミッションもしっかりと応援していきたい。



Special
Olympics
Nippon
Ibaraki



いし い さかえ
石 井 栄
日本共産党

イラン情勢等による事業者への影響と支援

問 イラン情勢による中小個人事業者、医療、農業への影響。

答 産業経済部長 プラスチック原材料や梱包資材の値上げ、仕入れ数量の制限、建設業では、ボンド、シンナーなどの建築資材の納期の遅れ、農業では、農業用ハウスの被覆フィルムやマルチシート等の生産資材、肥料の価格高騰及び流通不足で農作業コストの増加が懸念。医療では、消耗品、価格の値上げが見られるが、現時点では安定的な運営が維持と聞く。

問 市内中小個人事業者、医療、農業への支援と計画は。

答 産業経済部長 物価高騰対応交付金の事業精査中。価格高騰、イラン紛争等、最新情報を把握し必要な支援の継続、低利の融資制度等につないでいく。

学校給食費の無償化拡充と長期休暇中の昼食提供事業

問 笠間市内の中学校給食費の無償化を。

答 教育部長 中学校給食費無償化は、国施策による無償化以外、現時点で考えていない。令和9年度の県政に中学校給食費無償化の早期実現を要望した。

問 長期休暇中の子どもの昼食提供事業の実施を。

答 教育部長 学校給食法では授業日に給食提供が原則。長期休暇中は給食提供が想定されず、調理機器の点検や修繕等の期間となり、提供は困難。

問 こども部長 昼食提供の事業化は、提供施設、受渡し場所の確保や保存、料金管理、アレルギー対応等で施設職員の業務量が増加する課題が多くあり、事業化は困難。市内7か所の子ども食堂が実施され、この活動を生かし、民間と連携し支援策を進めたい。

湖沼の環境保全と地域住民との共生のための対策

問 水上太陽光パネルの設置事業

業計画内容、事業実施と環境影響調査、住民合意は。

答 環境政策課長 市内随分附の西池は、面積が0.04km²。1048.32kwの設備を水面の約30%に設置予定。



西池（随分附）

問 環境推進部長 事業計画説明会は昨年度、一度開催した。今後、事業実施に向けさらに説明の範囲を広げていく。環境への配慮、動植物への影響は、今後事業実施に向け、地元関係者の多くの御理解を得たうえで実施前に事前の調査を行う。

問 事業実施前に調査を行い調査結果を視て事業実施するかどうか決めることでよい。

答 環境推進部長 その御理解でよい。

公共交通の市民福祉向上政策

問 笠間周遊観光バスの利用状況、周遊ルートと連絡ルートの一体化での便数増の改善は。

答 産業経済部長 利用者数は、前年同月比4月は133名増、5月は57名増。運行ルート変更は、年間を通し運行・利用状況を検証し、利用者意見も踏まえ、改善案は検討したい。

問 デマンドタクシー利用状況は。高齢者や免許返納者に無料パス、低額優待パスの交付は。

答 産業経済部長 利用登録者数は、本年3月末で8755名。令和7年の利用人数は延べ4万4223名で例年並み。無料キャンペーン（今年2月2日～4月31日）の実績は、昨対で新規登録者数が71名、利用者数は2569名増の1万3051名。路線バスの減少、交通空白地帯の解消目的に、高齢者や免許返納者の移動手段のための制度。事業維持に、現状の費用負担は必要。負担軽減の計画はない。



ましこ やすこ
益子 康子
政研会

空家対策

問 なぜ、空家が問題なのか。

答 政策企画部長 建築物の破損による倒壊の危険性、衛生環境や景観の悪化、木や雑草等の繁茂や越境による生活環境の悪化、防犯上の危険性、自然災害時のガラスや破片の飛散等、個人の問題ではなく、地域社会全体の大きな問題と捉えている。市民からの苦情件数は、過去3年間で計123件。対処方法は、物件の現地確認、その後、所有者の情報として登記情報や住基、水道、税情報を確認した上で指導に入る。過去3年間で計53件が、建物の解体や適正な管理により改善に至っている。

問 空家等の現状把握は。

答 政策企画部長 本年度は、現状把握の精度を上げるため、

水道情報約2400件を活用し改めて状況を把握する既知空家調査を実施予定。令和5年住宅土地統計調査では、市の空家数は5333戸、空家率15.4%。

問 空家等の発生抑制を。

答 政策企画部長 空家の修繕、家財処分、解体に対する補助等制度を拡充して推進している。令和7年9月に(株)クラッソーネと連携協定を締結し、無償で利用できるサービスコンテンツを市ホームページ、広報紙等で周知している。

問 空家等の市場流通・利活用の推進は。

答 政策企画部長 企業誘致・移住推進課内に空家コーディネート2名配置し、さまざまな業務を行っている。空家バンクの成約数は平成25年度の制度開始以降合計276件で県内トップの実績を維持している。空家バンク制度の利用登録者は、登録850名、毎年約25件の物件の成約で、一定の成果につながっている。サブリース事業(利活用可能な空家を市が所有者から借り上げ、修繕した上で移住者等に転貸する制度)で、入居者は、

地域活性化を担う移住者として芸術家や子育て世代を公募。一定期間滞在し笠間市での暮らしを体験できる施設のかさちょHOUSEは1組1泊2000円、稼働率は令和7年度80%。



移住体験施設「かさちょHOUSE」

引きこもり支援

問 引きこもりの問題点は。

答 保健福祉部長 ひきこもり期間の長期化や、本人や家族の高齢化、周囲に助けを求められない孤立化にあると考える。本人や家族だけで解決しようと抱え込むことでさらに社会との接点が減り、より問題が複雑化、

深刻化していく傾向にある。また、本人だけでなく、家族の精神的、経済的な負担も大きいため、家族への支援も一体的に行っている。

問 笠間市の現状は。

答 保健福祉部長 令和元年度調査を行い、計92名がひきこもり状態にあることを把握している。現在の年齢に置き換えると、平均年齢は54歳。

問 ひきこもりの支援体制は。

答 保健福祉部長 オンラインでのeスポーツ教室を開催し、ひきこもり児童の協調性や社会性の育成、新たな居場所づくりの提供などの支援を関係機関と連携し行っていく。令和2年度から県立こころの医療センターと連携し、精神の専門職や支援者がチームを組み自宅を訪問し支援する、ひきこもりアウトリーチ支援事業を実施している。必要に応じ精神科治療を行いつつ本人との面談を重ね、福祉的支援や経済的支援、就労支援等、本人の社会参加に向けた支援を提案しながら本人と目標を設定し、それに向けた支援を多方面から行っている。



こ 本 奈 央 子
もと 本 奈 央 子
さ 坂 本 奈 央 子
か さま 未 来

障害児福祉の充実

問 障害のある子どもを育てる家庭は、医療や療育、介護などに伴う経済的・精神的負担が大きい。一方、国の制度である特別児童扶養手当には所得制限が設けられており、負担の大きさにかかわらず支援を受けられない家庭がある。2024年に児童手当の所得制限は撤廃されたが、障害児福祉に係る手当には依然として所得制限が残り、制度上の不均衡が生じている。所得制限の状況と課題の認識は。

答 保健福祉部長 特別児童扶養手当と在宅児福祉手当、障害児福祉手当には所得制限があり、手当を受給できない方がいるのは課題と捉えているが、給付の公平性や制度維持の可能性の観点から、国が定めた政令に基づき全国一律の所得制限の下、運

用されている。市は障害児とその家族が孤立しないよう、手当以外の各種福祉サービスを含めた総合的な支援が必要と考える。

問 放課後等デイサービス利用料の保護者負担を軽減する補助制度を実施している自治体もあるが、そのような支援を市でも検討できないか。

答 保健福祉部長 市は、難病患者等支援金支給事業や重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業、重度心身障害児を対象としたマル福の所得制限撤廃を市独自の事業として実施しており、新たに独自の支援制度を創設する予定はない。

学校の熱中症対策

問 低学年児童の下校時間は、一日の中でも特に気温が高い時間帯と重なることから、熱中症が懸念される。市が児童生徒に配布した冷却タオルには一定の効果が期待されるものの、十分に活用されていない状況も見受けられ、特に低学年児童には使いやすいと言い難い。市の熱中症対策ガイドラインでは日傘

の使用が推進されていることから、児童への日傘配布を提案するが、学校の熱中症対策の現状は。

答 教育長 エアコンの適切な活用、屋外活動での帽子着用の徹底、活動前後の水分補給とウォーターブレイク、休憩を確保している。国が発表する熱中症警戒アラートが出ている場合は、活動を中止するか・継続するか、十分に注意して判断する。暑さ指数の計測器は全校に配置している。日傘の配布は検討していない。



問 学校における熱中症予防の環境整備の現状は。

答 教育長 小中学校全ての普通教室、特別教室にはエアコンが完備され、快適な学習環境である。体育館へのエアコンの整備は順次設置計画を進めているが、エアコンがない体育館等には大型扇風機、スポットクーラーで冷やしながら活動をしている。そのほか学校ごとの実情に応じ、製氷機を10校、ミストシャワーを6校に配置し、PTAの予算で冷水機を配置した学校も1校ある。グリーンカーテンを設置するなど環境に配慮した熱中症対策をしている学校もある。

問 体育館にエアコンが設置されている中学校の中には、災害時の拠点避難所に指定されている学校もある。避難所では水分補給の確保は重要な課題である。熱中症対策に加え、防災・避難所機能の充実の観点からも、マイボトルへの給水が可能な水道直結型のウォーターサーバーの設置が有効と考えるが、導入について検討は。

答 教育長 今のところ、設置する考えはない。



あみ たかし
安見 貴志
かさま未来

障害福祉施設の開設支援

問 障害福祉サービスの整備状況と今後の施設需要について市の認識は。市内に重度障害者が利用可能なグループホームは幾つあるか。

答 保健福祉部長 令和8年6月1日現在、市内の障害福祉サービス種別ごとの開設状況は、訪問系サービス15件、居住系サービス15件、日中活動系サービス42件、児童系サービス31件。相談支援事業所は、12事業所。実利用人数が定員数を下回っている状況にあるので、現行の施設で今後のニーズにも対応しているのとみている。重度の障害者を対象としたグループホームは市内に1件。

問 障害福祉施設の整備促進の必要性について市の見解は。

答 保健福祉部長 事業者が障害福祉施設を開設する際は、あ

らかじめ市と事前協議を行い、必要な情報提供を行うほか、地域の実情を踏まえた配慮が必要な場合は、県に市の意見を申し出て地域ニーズに即した整備に努めている。



問 これまでに受けた実際の障害福祉施設の整備や開設に関する相談状況は。

答 保健福祉部長 令和7年度の事前協議を除く相談件数は延べ11件で、開設を希望するサービスの種別は、共同生活援助いわゆるグループホームが7件と最も多く、就労継続支援B型が2件、放課後等デイサービスが2件で、そのうち補助金に関する質問は1件。

問 既存建物を活用した障害者福祉施設の改修費や開設準備費の一部を支援する補助制度創設の考えは。ニーズはあるので前向きかつ速やかな検討を。

答 保健福祉部長 障害福祉サービス事業所の施設整備費等に係る補助は、国、県の制度が基本であり、現時点で市独自の補助制度を創設する予定はない。

笠間PASスマートーC整備事業の進捗状況

問 事業の進捗状況は。

答 都市建設部長 用地取得に時間を要したが、おおむね完了した。アクセス道路ではゴルフ場への進入を確保するための迂回路整備の工事を進めている。今後はアクセス道路本線の整備に着手する。

問 歩道未整備区間について。地域住民の関心が非常に高いので確実に整備を進められたい。

答 都市建設部長 スマートインターチェンジの供用後、交通量の増加が見込まれることから、みなみ学園の通学児童の交通安全を確保するため、地元住民から歩道整備の強い要望をいただいている。現在、県で事業を進めており、安全が確保できるよう歩道整備の早期完了に向け、引き続き県に要望する。

問 当初、令和9年3月供用開始とされたが、今後の見通しは。

答 都市建設部長 関係機関との調整や用地取得に時間を要したことから、供用時期が遅れる見通し。引き続き、茨城県、NEXCO東日本と緊密に連携し、可能な限り早期の供用を目指す。

問 地域活性化を含めた周辺開発の考えはあるか。

答 市長 このスマートインターを設置する大きな目的は道の駅周辺の渋滞解消、交流人口の拡大、北関東自動車道の利活用など、いろいろある中の一つとして、周辺の地域活性化のため何ができるのか・できないのか内部で議論した経過はある。しかし、地形的に大規模開発は難しいというのが最終結論だった。何かはやっていきたいとは思っているが、それに適した土地が難しく、開発費も相当かかる状況。





かわむら かつお
川村 和夫
公明党

事業承継支援

問 令和7年度事業承継の具体的支援の内容、予算措置は。

答 産業経済部長 市内事業者への調査や企業訪問で事業承継のニーズを把握し、専門家による個別相談会を実施したが、特段の予算措置は講じていない。

問 令和7年度実施のアンケート調査結果と調査対象2540事業所の情報源は。

答 産業経済部長 事業所データは国税庁と商工会の協力によるもので、回答率は19・4%と低く、事業承継の必要性や緊急性への認識不足が課題となっている。

問 令和8年度の重点課題と指標の改善目標は。

答 産業経済部長 情報提供に加え、事業者の行動変容を促す

伴走支援を重視し、個別訪問や巡回相談を継続するとともに、必要に応じて専門機関と連携した事業承継支援を進めていく。

問 第2次総合計画の当初目標値、現時点の実績、達成率は。

答 産業経済部長 同計画の商業分野では、令和7年度の商工会商業部会員数は357社で目標達成率89・3%、中小企業事業資金融資制度は74件で達成率49・3%だった。未達の要因は、コロナ禍や中東情勢など複合的な社会変化によるものとしている。

ヤングケアラー支援事業

問 ヤングケアラーと思しき人数、相談件数、支援件数の把握方法は。

答 こども部長 市の調査では、小学5年生と中学2年生の20・7%が家族の世話を担っていた。令和7年度は18名の相談・情報提供があり、9名をヤングケアラーとして継続支援している。

問 包括的相談支援体制と支援効果の検証は。

答 こども部長 市が開催する地域包括ケア会議は、高齢者や

障害者、生活困窮者などを多職種で支えるネットワーク。この仕組みを活用することで、ヤングケアラーの早期発見を強化し、適切な支援につなげる効果が期待できる。

問 ヤングケアラーを生み出さない未然防止策は。

答 こども部長 ケアを家庭だけで抱え込まない意識の啓発が重要。ヘルパー派遣や相談体制を充実させるとともに、支援が必要な子どもや保護者が早期に相談できる環境を整え、多職種連携による未然防止を進めている。

小中学校図書館図書の実

問 第6次学校図書館図書整備等5か年計画の位置づけは。

答 教育長 国の5か年計画は、学力向上や読書習慣、情報活用能力の育成を目指す重要な指針。本市も学校図書館を読書・学習・情報の3機能を担う教育基盤施設と位置づけている。

問 同計画に基づく地方財政措置額の予算化額と執行状況は。

答 教育長 地方交付税は一般

財源のため図書費として予算化していない。小中学校とも図書購入費は交付税算定額を下回り、学習資料や読書機会の確保が十分とはいえない。

問 学校図書館図書費確保の仕組みづくりに関連し、目標設定と見える化は。

答 教育長 現在のところ、数値目標を設定する考えはない。数値よりも質に重点を置きながら本を重点的にそろえていきたい。ふるさと納税など外部資金の活用は今後検討していきたい。



岩間中学校の図書室



たむら やすき
田村 泰之
市政会

ハラスメント

問 ハラスメントの種類は。

答 市長公室長 ハラスメントとは、相手の意に反して精神的・身体的な苦痛を与え、相手の人格と尊厳を侵害するような言動を指す。法律に規定されているものは、労働施策総合推進法によるパワーハラスメント及びカスターハラスメント、男女雇用機会均等法によるセクシャルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業法による育児介護休業等に関するハラスメントの5種類。

問 庁内で発生したハラスメントの件数、推移は。

答 市長公室長 過去3年間、職員からの相談は、令和5年度8件、令和6年度6件、令和7年度4件で、減少している。

問 パワハラ の定義は。

答 市長公室長 労働施策総合推進法において3つの要素が規定されており、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、労働者の就業環境が害されるもの、以上全ての要素を満たし、それにより就業者の人格と尊厳が侵害される状態がパワーハラスメントに該当する。



問 ホワイトハラスメントとは。

答 市長公室長 ホワイトハラスメントとは、相手に対する過剰な配慮によって引き起こされるハラスメント。行為者に悪意はなく、優しさや親切心が強いあまり、本来行うべき指導や助言を行わず、かえって職員の成長機会を奪ってしまうことが該当するのではないかと考える。

今後のスマート農業の展開

問 農業の担い手を取り巻く現状は。

答 産業経済部長 本市の農業経営体数は、2020年の2106から2025年で1664まで減少。反面、農事組合法人などの法人経営体数は増加傾向で組織化が進んでいる。また、市内の耕作面積は、10ha未満の経営体の割合は97.8%から96.6%と減少しているのに対し、10ha以上の経営体の割合は2.2%から3.4%に増加しており、耕作面積の規模拡大が進展している。

問 スマート農業に対する支援は。

答 産業経済部長 国の補助事業にはスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業があり、スマート農業技術・農業機械と新たな生産方式の導入を一体的に取り組むことで、労働生産性や品質の向上を目指す農業者を支援。補助率2分の1、上限2億5000万円。県の補助事業には、儲かる産地支援事業があり、ICTなど先端技術

を活用した、スマート農業の実践等に必要な機械や施設を整備する認定農業者や営農集団組織等を支援。補助率3分の1、補助上限300万円。市の補助事業は、今年度、スマート農業導入支援事業を新たに創設し、主に県の補助事業に上乗せして事業費の2分の1まで補助。市の上乗せ分は補助率6分の1、上限額150万円。県の補助事業に該当しない場合でも、大区画化された農地の生産性をスマート農業によりさらに高める推進地区としている大洲地区、石井・来栖・稲田地区、南友部・大田町地区の担い手に対しては、事業費の2分の1を市単独の補助で支援していく。

問 今後の取組は。

答 産業経済部長 今後も農業の担い手の減少がさらに進むと予想され、作業の効率化や省力化に資するスマート農業は非常に重要な取組であると考えている。認定農業者や法人など、経営規模を拡大していく方にはスマート農業に関する補助事業を積極的に活用してもらい、担い手不足の課題解決につなげたい。



おお ぜき ひさ よし
大 関 久 義
自民クラブ

防犯灯の設置・維持管理事業の見直し

問 市が全ての防犯灯を管理運営する見直しに移行した理由と導入は。

答 総務部長 近年、行政区への加入世帯が減少傾向にあり、防犯灯の管理を行政区で担うことが加入世帯への負担集中につながっているため、未加入者の不公平の解消及び地域を取りまとめる区長の負担軽減をすることで行政区運営の持続が期待されることから、移管が必要だと判断した。地域の夜間の安全安心を将来にわたって持続的に確保するため、行政区が管理する防犯灯を市へ移管し、管理体制を一本化することによって市民の負担軽減及び管理の効率化を図る。

問 移管作業の計画期間及び作

業内容は。

答 総務部長 行政区から市への防犯灯の移管は今年度内に作業を完了させる計画で進めている。名義変更の手続は電力会社への申込みが必要で、行政区は移管される防犯灯を市に申請し、市が代行して電力会社への申込みを行う。

問 各行政区との進捗状況は。

答 総務部長 受付開始は今年8月からで、現在は各行政区等で申請受付の開始に向けて準備を進めていただいている。

問 防犯灯事業の今後は。

答 総務部長 市内の防犯灯を市が一元的に管理することによって、将来にわたって持続的な防犯灯管理体制を構築し、夜間における犯罪等の防止や市民生活の安全確保など、笠間市防犯灯設置要綱に基づき、計画的な設置や修繕により防犯性を向上させることができ、市民の負担軽減が図れる。全ての防犯灯を市が責任を持って管理することにより、今後も市民の皆様が安全・安心に暮らせる地域づくりに全力で取り組んでまいりたい。

自治消防団の運営

問 本市消防団の構成は。

答 消防長 1本部30分団及び女性消防団で構成される。令和8年4月からOB分団から成る機能別消防団員を本格導入した。団員数は令和8年4月1日現在504名。



問 各分団の後援会組織は。

答 消防長 30分団中、24分団に後援会が設置されている。地区別では、笠間地区が11分団中5分団、友部地区が11分団全て、岩間地区も8分団全てに設置されている。消防団後援会が設置されていない笠間地区の6分団についても、行政区を通じて消防団活動に対する支援をいただく。

いているものと認識している。

問 自治消防団の定数などの状況は。

答 消防長 条例で定める本市消防団の定数は、令和8年4月に条例改正を行い、559名。分団ごとの定数は個別に決めてはいないが、消防団活動を安定的に行うためには、1分団当たりおおむね15名から20名程度の団員確保が望ましい。30分団のうち、目安となる15名以上を確保している分団は19分団で、15名を下回る分団は11分団。分団員数が最も多い分団は28名、最も少ない分団は9名。

問 各分団の後援会の今後は。

答 消防長 各地域における消防後援会、または後援会が組織されていない地域における行政区等からの御支援は、長年にわたり地域防災の中核を担う消防団活動を支えていただいていると認識する。団員確保や火災時の後方支援などにも地域の皆様にご協力いただき、感謝している。

その他の質問

「第3次笠間市総合計画について」